

令和元年第 1 1 回 鹿沼市農業委員会総会議事録

令和元年 1 1 月 2 2 日（金）第 1 1 回鹿沼市農業委員会総会を御殿山会館大会議室において開催した。

出席者委員

| | | |
|---------------|---------------|---------------|
| 1 番 塩 入 佳 子 | 2 番 豊 田 道 有 | 3 番 福 田 春 男 |
| 4 番 矢 野 律 子 | 5 番 根 本 和 男 | 6 番 青 柳 秀 男 |
| 7 番 石 川 喜 治 | 8 番 村 上 信 吉 | 9 番 福 田 裕 |
| 1 0 番 廣 田 和 世 | 1 1 番 江 俣 伸 一 | 1 2 番 奈良部 繁 雄 |
| 1 3 番 篠 原 和 夫 | 1 4 番 鈴 木 克 男 | 1 5 番 牧 島 俊 男 |
| 1 6 番 大 森 用 子 | 1 7 番 毛 塚 欣 伸 | 1 8 番 益 子 裕 幸 |

(1 8 名)

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

| | | |
|----------|--------------|----------------|
| 農業委員会事務局 | 事務局長 駒 場 久 和 | 農地調整係長 福 田 昌 子 |
| | 主 事 高 橋 知 生 | 主 事 前 澤 保 友 |
| 経済部農政課 | 主 査 橋 本 浩 一 | |

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 福 田 昌 子

—◇—

◎事務局長は、開会に先立ち、議案書 3 ページ 3 番及び議案書 9 ページ 2 番について取り下げ願いが提出されたため、削除を依頼した。

◎議長（奈良部繁雄会長。以下議長）は午前 1 0 時 0 5 分、第 1 1 回鹿沼市農業委員会総会の開会を宣した。

◎議長は、日程第 1 の「議事録署名人の選任について」を諮り次の者を指名し決定した。

2 番 豊田 道有 委員、1 7 番 毛塚 欣伸 委員

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

◎議長は、議案第 1 号の「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（高橋主事）議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。今回は、売買2件、交換2件、計4件の許可申請が提出されました。別添の農地法第3条調査書に記載しましたとおり、いずれの案件も許可することができないものとされている農地法第3条第2項の各号には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎塩入佳子委員 1番、花岡町の新規就農の件について説明いたします。11月15日に市役所新館5階会議室において、私と寛推進委員で、駒場局長、福田係長、高橋主事の立会いのもと、面談を行いました。多方面からの質問をし、問題はないと確認しました。承認をお願いします。

◎豊田道有委員 2番、3番の見野の件は、県道を挟んだ場所にある田んぼの交換です。2人とも、この田んぼがあるために2つの堰を利用しなければならず、不便を感じていました。交換することで1つずつ堰を利用すればよくなり、他の農地も近くにあるので利便性も上がるようです。承認をお願いします。

◎鈴木克男委員 4番、磯町の件は、譲受人の家の前の田んぼの売買です。譲受人は水稻栽培をしており、この農地でも引き続き水稻を作ると言っています。譲渡人は、今は足利市に住んでいますが、この辺りに1町7反ほど農地を持っていて、それらは近所の人に貸している状況です。問題ありませんので、承認をお願いします。

◎議長は、議案第1号について質問を求めたが、質問が無いため1番から4番の許可について諮り、決定した。

◎議長は、議案第2号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（前澤主事）議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。

1番、栃窪における園芸用土採取への一時転用については、北を道路、南と東と西を原野に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。また申請地は山林の状態となっているため始末書付きとなっております。2番、千渡における太陽光発電所建設に伴う重機搬入路への一時転用については、北と東と西を山林、南を道路に囲まれた農地です。また、申請地は農振農用地に区分されますが、一時的な利用に供するものであります。4番、深程における砂利採取及び搬入路への一時転用につい

ては、北と南を田、東と西を水路に囲まれた農地です。また、申請地は農振農用地に区分されますが、一時的な利用に供するものであります。以上、お手元の調査書通り許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議お願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎現地調査員（豊田道有委員）さる11月18日に、私と毛塚委員、駒場局長、福田係長、前澤主事で現地調査を行いました。議案第2号、農地法第5条第1項の許可申請について、現地調査の結果を報告します。

1番、栃窪における園芸用土採取のための一時転用は、県立盲学校から南に50mの所です。西に梨園がありますが、周りは山林、原野といった様子のところでした。問題ないと見てきました。2番、千渡の太陽光発電所建設に伴う重機搬入路への一時転用は、千渡駐在所から北に400mの所です。問題ないと見てきました。4番、深程の砂利採取及び搬出入路への一時転用は、清州コミュニティセンターから南西に400mの所で、やながある所の西側です。表面から15cmくらいしか土がなく、水はけの良い、いい水田であります。砂利を採取したいとのこと。問題はないと見てきました。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎福田春男委員 1番、栃窪の園芸用土採取のための一時転用ですが、譲受人は赤玉土や鹿沼土を取り扱っている業者でありますので、問題ありません。2番、千渡の太陽光発電所建設に伴う重機搬入路への一時転用については、その農地は、今は草木が茂っているような状況であります。事業完了後はきれいに戻すということです。

◎益子裕幸委員 4番は、深程の砂利採取及び搬出入路への一時転用です。一度砂利を掘ると、水が引かないようになり、作物栽培に適さない農地になってしまうと思います。きちんと耕作できるか心配ですが、田に戻すと言っていますので、承認をお願いします。

◎議長は、議案第2号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番、2番及び4番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第3号「農用地利用集積計画について」を議題とし議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（高橋主事）議案第3号 農用地利用集積計画についてご説明いたします。鹿沼市長より令和元年11月8日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められております。議案書には、新規の利用権設定、所有権移転について記載し、区分の欄外に、合計として、件数、筆数、面積をお示ししております。議案書4ページをご覧ください。新規の利用権設定が、1件、1筆、4,003㎡となっております。続いて、議案書7ページをご覧ください。更新の

利用権設定が、15件、33筆、84,988㎡となっております。続いて、議案書8ページをご覧ください。所有権移転が2件、5筆、7,902㎡となっております。これら合計18件、39筆、面積96,893㎡となっております。以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる各要件を満たしていると判断しました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案第3号について、質問、意見を求めた。

◎豊田道有委員 1番、上石川の件は、使用貸借の契約期間が20年となっており、長いと感じます。本人の希望なのでしょうか。これは、途中で解約も可能なのでしょうか。

◎事務局（高橋主事） 本人たちが希望したことであり、また、合意があれば途中解約も可能です。

◎議長は、議案第3号について他に質問や意見が無いため、1番から18番の承認について諮り、決定した。

◎議長は、議案第4号「鹿沼農業振興地域整備計画の変更（農振除外）について」を議題とし議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（橋本主査） 農政課農政係の橋本です。よろしくお願ひします。それでは、議案第5号 鹿沼農業振興地域整備計画の変更（農振除外）について、ご説明させていただきます。議案書9ページをご覧ください。ご説明の前に、申出番号2番の案件であります。申請者が亡くなられたため、申出が取り下げとなりました。説明につきましては、番号2番を飛ばし、そのままの番号で説明させていただきます。それでは、議案書に入る前に、今回申請がありました案件について総括的な説明をさせていただきます。今回の農振農用地区域からの除外申出案件は令和元年9月30日までに受理した5件であります。筆数は6筆で、面積は7,934.08㎡です。地目別の内訳で申しますと、田が2筆で4,969㎡、畑が4筆で2,965.08㎡となっております。目的別内訳では、一般住宅敷地が3件で1,337.08㎡、駐車場敷地が1件で1,983㎡、太陽光発電施設敷地が1件で4,614㎡です。こちらにおきましても、農政課では全ての案件について現地調査を行いました。また、農業振興地域整備促進協議会調査部会では本日午後に現地調査を行う予定です。それでは、今回除外の申出のあった案件について説明いたします。

番号1番、見野、●●さん申出の一般住宅敷地です。場所は見野地内、城宝寺から北に約250mに位置しています。利用予定者は●●さんで、利用予定者は農地所有者の孫にあたります。利用予定者は現在実家に8名で暮らしておりますが、子どもの成長に伴い現在の住宅が手狭になったため住宅建築を計画し当該申出地を選定しました。面積は1筆で483.08㎡、北側を畑・墓地、西・南側を畑、東側を宅地に接しています。

続いて番号3番、酒野谷、●●さん申出の一般住宅敷地です。場所は酒野谷地内、出会いの

森総合公園から南東に約 300mに位置しています。利用予定者は●●さんで、利用予定者は農地所有者の孫にあたります。利用予定者は現在借家住まいをしており、結婚を機に現在の住宅が手狭になったこと、また実家で経営する酪農の後継者となることから、当該申出地を選定しました。面積は1筆で355㎡、北・南側を宅地、西・東側を田に接しています。

続いて番号4番、縦山町、●●さん申出の太陽光発電設備施設敷地です。場所は縦山町地内、東武日光線縦山駅から北西に約 150mに位置しています。利用予定者は●●さん本人で、高齢になり所有する全ての農地を耕作することが困難になってきたことから、当該農地の耕作放棄地化を防ぎ農地を有効活用するため今回の申出に至りました。面積は1筆で4,614㎡、北・南側を田、西側を河川、東側を宅地・雑種地に接しています。

続いて番号5番、下奈良部町、●●さん申出の駐車場敷地です。場所は下奈良部町地内、まなぶ保育園の北側に位置しています。利用予定者は●●で、自身が経営する児童養護施設や、保育園で朝夕の送迎や行事の際に駐車場が慢性的に不足していることから当該申出地を選定しました。面積は1筆で1,983㎡、北・東・西側を畑、南側を宅地に接しています。

続いて番号6番、深津、●●さん、●●さん申出の一般住宅敷地です。場所はさつき町地内、台の原公園から北に約 500mに位置しています。利用予定者は●●さん、●●さん夫妻で、●●さんは土地所有者の長女にあたります。●●さん夫妻は現在栃木市内に夫の実家に住んでおりますが、子どもが大きくなり住宅が手狭になったことから住宅建築を計画し当該申出地を選定しました。面積は2筆で499㎡、北・西・南側を畑、東側を宅地に接しています。最後に、いずれの案件につきましても、選定経過から他に代替える土地もなく、周辺農地に与える影響も少ないため農振除外はやむを得ないと思われれます。以上で、鹿沼農業振興地域整備計画の変更（農振除外）について、農政課からの説明を終わらせていただきます。ご審議の程よろしく願いいたします。

◎議長は、農政課の説明の後、担当地区委員の意見を求めた。

◎豊田道有委員 1番、見野の件ですが、利用予定者は農地所有者の孫にあたりに、農政課の説明のとおり問題ないと思われれますのでよろしく願いいたします。

◎根本和男委員 3番、酒野谷の一般住宅建築の件は、祖父と孫の関係で、農政課の説明のとおり問題ありません。

◎村上信吉委員 4番は、縦山駅の西側で、小菟川と道路に挟まれた農地です。以前はそばを作付しており、今もきれいに管理されています。問題ありませんので、承認をお願いいたします。

◎福田裕委員 5番は、下奈良部町の●●申請となります。利用予定者に聞いたところ、多くの園児が通園しており、運動会やお遊戯会にはその祖父母も集まるので、それをまかなう駐車場が必要とのことでした。これまでは近所をお願いして駐車場を借りたりして迷惑をかけていたようで、やむを得ないと思われれます。

◎篠原和夫委員 6番、深津の一般住宅の件は、利用予定者が農地所有者の娘で、実家の隣に家を建てるものです。農政課の説明のとおり問題ありません。

◎議長は議案第4号について他に意見を求めたが、意見はなかったため、1番及び3番から6番については異存なしと決した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請し、午前10時43分閉会を宣した。

—◇—

以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。

令和元年11月22日

議 長

署名委員

署名委員
